

# 学校法人会計基準に関する一考察

## —国立大学法人会計基準との比較において—

A Study of the Accounting Standards for School Corporation ;  
Comparison with the Accounting Standards for National University Corporation

林 雅之, 小野田晴美  
HAYASHI Masayuki, ONODA Harumi

### 概 要

わが国の高等教育機関である大学は、設置者が国又は地方公共団体である国公立大学と、民間である私立大学という、概ね二つの形態をとってきた。私立大学としての設置基準は、国によって定められ、教育・研究を行うという目的も国公立大学と同様である。また、財政構造も、比率の差はあるにせよ概ね授業料と補助金によって成り立っているという点で同じである。にもかかわらず、会計基準だけは、まったく異なる発展をとげ、それぞれ独自のものとなっている。

企業の財務諸表作成目的は、株主への配当可能利益の計算であったり、法人税の計算のための根拠を作成するという面もあるが、利用者が財務諸表を入手し、利益水準や資源配分の効率性等の比較を行うという側面もある。企業の会計基準は、これら企業間比較を可能ならしめるため、どのような企業にも一律に適用されるものとなっているのである。これに対して、同じく教育・研究を担う高等教育機関である私立大学と国立大学（独立行政法人化した公立大学を含む）とでは、まったく異なる会計基準を適用しているのは前述のとおりである。そのため、私立大学と国立大学等の単純なる比較は出来ないが、同じ目的を持ち同じような運営形態をとっている両者を、会計面から比較することは有意義であろう。

本稿では、両者の会計基準の成り立ち、主たる目的を歴史的に分析するとともに、特徴的な会計処理が行われる理由を検討し、高等教育機関同士の財務諸表の比較のために、どのような課題があるのかに関しての考察を加えようとするものである。

### キーワード

学校法人会計基準, 国立大学法人会計基準, 企業会計, 財務諸表, 基本金

### 目 次

- 1 問題の所在
- 2 「学校法人会計基準」制定の経緯
- 3 学校法人会計の特徴
- 4 国立大学の財政と会計の歴史
- 5 「国立大学法人会計基準」の特徴
- 6 私立大学と国立大学の会計報告の利用者
- 7 民間企業と大学の経営分析指標
- 8 大学にとっての安全性の指標—フロー面から—
- 9 大学にとっての安全性の指標—ストック面から—
- 10 大学にとっての安全性の指標—効率性—
- 11 結びにかえて

## 1 問題の所在

わが国の高等教育機関である大学は、設置者が国又は地方公共団体である国公立大学と、民間（学校法人）である私立大学という、概ね二つの形態をとってきた。私立大学としての設置基準は、国によって定められ、教育・研究を行うという目的も国公立大学と同様である。また、財政構造も、比率の差はあるにせよ概ね授業料と補助金によって成り立っているという点で同じである。にもかかわらず、会計基準だけは、まったく異なる発展をとげ、それぞれ独自のものとなっている。

私立大学は、1975（昭和50）年の私立学校振興助成法の制定にあわせ、補助金算出基礎を得るため、私立幼稚園までを包含する私立学校全般に適用される「学校法人会計基準」に従って会計処理を行い、財務諸表を作成することになっている。一方で、国公立大学は元々は官公庁の一部局という機関であったことから、官庁会計によって会計処理が行われ、財政法や会計法といった法律に従った決算帳票が作成されていた。ところが、2004（平成16）年度より国立大学が独立行政法人化されるにあたって、会計基準も見直され、「国立大学法人会計基準」となり、公立大学についても、国立大学に習って公立大学法人化を行う自治体が増え、「地方独立行政法人会計基準」に従った会計処理、財務諸表作成が行われてきているところである。

企業の財務諸表作成目的は、株主への配当可能利益の計算であったり、法人税の計算のための根拠を作成するという面もあるが、利用者が財務諸表を入手し、利益水準や資源配分の効率性等の比較を行うという側面もある。企業の会計基準は、これら企業間比較を可能ならしめるため、どのような企業にも一律に適用されるものとなっているのである。これに対して、同じく教育・研究を担う高等教育機関である私立大学と国立大学法人<sup>1</sup>とは、まったく異なる会計基準を適用しているのは前述のとおりである。そのため、私立大学と国立大学法人の単純なる比較は出来ないが、同じ目的を持ち同じような運営形態をとっている両者を、会計面から何らかの比較を試みることは有意義であろう。国立大学が法人化される前は、国立大学特別会計として一本で大学ごとの財務内容はわからなかったため、法人化にあたっての会計システムの改革に対して国立学校財務センターからも従前は比較可能性が低かったとの指摘がなされている<sup>2</sup>。

本稿では、両者の会計基準の成り立ち、主たる目的を歴史的に分析するとともに、特徴的な会計処理が行われる理由を検討し、高等教育機関同士の財務諸表の比較のために、どのような課題があるのかに関しての考察を加えようとするものである。その際、かつて日本会計研究学会において

学校法人会計の基本問題をまとめたときの会計報告の利用者からのアプローチを参考とする<sup>3</sup>。すなわち、私立大学と国立大学法人の会計報告の利用者という視点から、現代においてどのような情報が必要とされるのかということを検討し、その情報は現在の会計報告から正確に導き出されるのか否か、また、導き出されない場合にはどのような情報が必要となるのかについて言及しようとするものである。

## 2 「学校法人会計基準」制定の経緯

日本の私立大学は、明治初期に民間人によってはじめられた「私学・私塾」にその起源を求めることができる<sup>4</sup>。このような私学・私塾に対して、文部省布達（22号）と教育令によって事後的に法制度化することで、国としての関与が始まったといえる。その流れの中で、1911（明治44）年改正私立学校令によって財団法人の設立が義務化され、その後1918（大正7）年の大学令によって基本財産制度（供託義務化）が行われた。さらに、国の関与は強まり、文部省（現文部科学省）による教育の国家主義化の推進の中で、私学への財政援助の必要性が高まった<sup>5</sup>。一方で、民法の規定による財団法人では、学校経営における教育的運営に十分に対応できないということで、1949（昭和24）年に私立学校法が制定された。

私立学校法では、学校法人は毎会計年度に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成すべきことと規定されていたが、それらの所轄庁への届け出義務もなかったこともあり、作成するための会計手続については、実務の中から一定の基準を見出すことが極めて困難である<sup>6</sup>ほど不統一であったとされている<sup>7</sup>。また、会計の役割としても、おおむね金銭収支の均衡を目標とする予算の編成とその実績の記録とを主な職能として運用されているに過ぎず、実際に行われていた会計処理に関しても、多くの学校法人が複式簿記を採用しておらず、勘定体系が不分明で、会計慣行は未成熟であったとされている<sup>8</sup>。

1960年代の私立大学を取り巻く環境については、ベビーブームによる大学への進学需要の高まりを受けて高等教育は拡大したが、国立大学では対応できず、私立大学に依存せざるを得なかった。すなわち、私立大学は進学需要の拡大に対応すべく、施設を新設・拡張し校地自体も拡張させていったが、当時の私立大学は十分な自己資金を有しておらず、学生納付金の値上げと借入金によって賄わざるを得なかった<sup>9</sup>。そのような中、学生納付金の値上げに反対して大学紛争が起きると、増大した債務償還費用で財務危機が生じることとなり、私学への助成の必要性が急速に高まっていった。これは一時的な危機にとどまらず、1973（昭和48）年の第一次オイルショック以降も私立大学の経営は

さらに悪化していき、私学団体からさらなる助成の必要性が訴えられていったのである<sup>10</sup>。私学への国庫助成を実施するにあたり、その根拠となる財務内容に一定の公共性を持たせるという意味で、学校法人会計基準が制定されるきっかけとなっていった<sup>11</sup>。

### 3 学校法人会計の特徴

学校法人会計基準によれば、会計報告の種類すなわち基準でいうところの計算書類として、資金収支計算書とその内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書とその内訳表、貸借対照表と固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表が規定されている（4条）。この中で、資金収支計算の目的は、大学の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容並びに支払資金の収入および支出のてん末を表すためであるとされており（6条）、資金収支計算書は予算と決算を対比することによって、結果としての決算内容だけでなく、予算に比べてどうだったのかがわかる表となっている。消費収支計算の目的は、大学における消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにすることとされており（15条）、消費収支計算書は帰属収入（大学の負債とならない収入）から基本金組入額を差し引いて消費収入を算出し（16条）、これが消費支出と均衡しているかどうかを消費収入（支出）超過額として算出する表となっている（20条）。消費収支の均衡状態は単年度での表示に加えて、翌年度繰越消費収入（支出）超過額として、過去からの均衡状態の結果をも明示しているところに特徴がある。また、予算と決算とを対比させているのは資金収支計算書と同様である。貸借対照表の作成目的は基準上明らかにされていないが、消費収支計算の結果をうけて大学の財政状態を表しているものと考えられる。

他の会計にない学校法人会計の最も特徴的なところといえば消費収支計算である。特に、基本金組入額を帰属収入から差し引く形で消費収入を計算し、これと消費支出との均衡状態を明示するというところが重要な点であろう。では、基本金組入額を帰属収入から差し引いた後に、消費収支均衡が図られているということはなにを意味するのか。例えば、帰属収入は概ね資金収入を伴うことになるが、維持すべき資産としての基本金対象資産を購入する資金については、資金収支上はすでに支出してしまったことになる。よって、その他の業務運営に関しては基本金組入額を差し引いた残りでトントンになるように運営しなければならない。これが長期にわたって図られていれば、翌年度繰越消費収入超過額は正の値で計上されることになるという仕組みである。ただし、基本金対象資産を借入金等で購入している場合は、返済額に応じてしか基本金に組み入れられないため、翌年度繰越消費収入超過額が正になっていても本

来の意味で消費収支均衡にはなっていない場合があるため注意が必要である。この場合には、貸借対照表の注記や基本金明細表で将来に基本金に組み入れる金額である基本金未組入額が明示されているため、その金額を考慮に入れる必要がある。いずれにしても、消費収支差額は単年度での評価ではなく、長期にわたり収支均衡を図るという観点での指標である<sup>12</sup>。

### 4 国立大学の財政と会計の歴史

学校財政制度の確立は、授業料等と政府支出に依存するものとして1874（明治7）年にはじめられた。その後、1879（明治12）年に至り、文部省は直轄学校に対して自己収入はすべて積み立てさせ、運営費は政府支出にて賄うこととした。これは、積立金を基金とすることで、運営費はこの基金からの収入をもって充てることを企図したもので、学校財政の経済的独立を図ったものである<sup>13</sup>。しかし、1888（明治21）年の文部省直轄学校収入金規則により、自己収入の半分までは運営費として充てることが認められ、これが特別会計制度につながっていった。これにより、戦前の帝国大学は、1890（明治23）年の官立学校及図書館会計に始まるいわゆる特別会計によって運用されており<sup>14</sup>、特別会計は各大学別に設けられ、毎会計年度の歳入残余を資金として蓄積させる制度となっていた<sup>15</sup>。これは、法律は変わるものの、終戦まで続くことになる。特別会計での運用は、資金構築による大学財政の独立という一貫した理念があったためであるが、実際には資金構築は困難なものとなっていた<sup>16</sup>。戦後は、敗戦による激しいインフレーションの中で、戦後復興のための資金捻出のためもあって、特別会計は廃止され一般会計予算となる。この時点で、当初同様、大学別の予算区分（項）によって予算決算が行われることになるが、1949（昭和24）年に（目）に変更され、翌年度には大学別の予算決算はなくなり、直轄学校として一括されることになる<sup>17</sup>。その後、大学別の予算決算はないままで、1964年に国立学校特別会計に移行することになる。このように、国立大学が国の一機関であった時代には、会計面は国立学校特別会計法に基づき会計が行われてきた。すなわち、基本的には国の会計と同様に現金主義に基づくものである。また、国立大学全体で予算決算がなされるため、各大学にいくらの税金が投入されたのか、また自己収入がいくらあるのかなどの内容が不明であるとの指摘がなされている<sup>18</sup>。

1960年代のベビーブーマーの高等教育機関への進学需要に対応すべく、私立大学の設備拡大に伴って私立大学の財政が逼迫していったことは既述のとおりであるが、一方で国立大学へも授業料の値上げという形で影響をもたらした。このことは、国立大学の財務への手当てが単に財政支

出だけで行うということではなく、授業料値上げという収入拡大という選択肢も示されたことであり、それは将来の部分的独立採算への志向につながっていった<sup>19</sup>。その後、1990年代に景気対策の一環として文教学術関係の予算が執行されたことなどにより、国立大学関連の予算が大きくなっていったことがあって、行財政改革の論議にも上ることになり、独立行政法人制度を取り入れた国立大学法人化に向かっていくことになる。国立大学法人化の議論の中では、「これからの国立大学は、国民に支えられる大学として、国民や社会に対する説明責任（アカウントビリティ）を重視した、社会に開かれた大学を目指す必要がある。このため、教育研究、組織運営、人事、財務など大学運営全般にわたって、ルールの明確化、透明性の確保、社会への積極的な情報の提供に努めるべきである。」<sup>20</sup>とされ、具体的方策の中で「財務面における説明責任の遂行と社会的信頼性の確保（具体的には）大学の特性を踏まえた会計基準の検討」を行うとしており、その際には独立行政法人会計基準を参考にする旨記載されていた<sup>21</sup>。その方向性を受けて、平成16年度からの国立大学法人化によって、これまでの国の一部として採用してきた会計が一変し、企業会計を取り入れた国立大学法人会計基準に従った会計処理、財務報告を実施していくことになったのである。

## 5 「国立大学法人会計基準」の特徴

独立行政法人通則法では、会計報告の種類を貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書と定めており（38条）、国立大学法人法35条においてこれを準用し、国立大学法人法施行規則でキャッシュ・フロー計算書と国立大学法人等業務実施コスト計算書を加えている（11条）。

国立大学法人会計基準によれば、貸借対照表は国立大学法人の財政状態を明らかにするために作成されるものであり（第40）、損益計算書とは国立大学法人の運営状況を明らかにするために作成されるものであるとしている（第41）。ここで、損益計算書の作成目的を企業の経営成績と異なる運営状況を明らかにするものとされているのは、国立大学法人等は企業と異なり、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないからとされている<sup>22</sup>。利益の処分又は損失の処理に関する書類に関しては、国立大学法人の当期末処分利益の処分等の内容を明らかにするために作成される（第43）。利益の獲得を目的とせず独立採算を前提としないのであるが、損益計算では何らかの損益が計上されることが前提となっており、その処分、といっても株主への配当のような行為はなく積立金や目的積立金の積み立てと取り崩しを記載することになる。キャッシュ・フロー計算書は、活動区別にキャッシュ・フロー

の状況を報告するために作成される（第42）。キャッシュ・フロー計算書は企業会計に取り入れられている重要な財務諸表の一つであるが、国立大学法人においては企業会計を取り入れた独立行政法人の会計基準を参考にしているため、学校法人会計基準にある資金収支計算書ではなく、キャッシュ・フロー計算書を会計報告の一つとして用いたのである。国立大学法人等業務実施コスト計算書は、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価、判断に資するため、業務実施コストに係る情報を一元的に集約して表示されるものであるとし（第44）、業務実施コストについては業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストとされている（第23）。国立大学法人は、確実に実施されることが必要な事業で、国自ら実施する必要はないが民間には任せられない事業を営むものであるから<sup>23</sup>、国から施設を無償支給されたり、職員の退職金の支払いの補てんを受けるべく運営費交付金として補助を受けたりするが、これらは各国立大学法人の損益計算には反映されない。ただし、これらも国民の負担という意味では同じくコストであるため、このような書類を作成して、国民負担の総額を明示することに特徴がある。

国立大学法人会計基準の特徴という点、すべてにおいて独特な会計処理等が想定されているが、その中でも損益計算書が損益トントンになるように設計されていることが大きな特徴であろう。すなわち、当初の予定通りのコストと自己収入で運営されれば、基本的に損益は生じないのである。しかし、予定された以上に自己収入をアップできたり、コストを廉価に抑えて業務を実施できた場合などには利益が生じることになる。ただし、予算を使い残した場合などにも利益が生じる場合があるため、経営努力認定という考え方があるのである<sup>24</sup>。ここで、損益トントンというと、私立大学でいうところの消費収支の均衡と同じような概念のように思えるが、実は大いに異なっているのである。私立大学の場合は、消費収入と消費収支を均衡させるように予算執行するという、いわゆる目標、予算の話であって、そのようになるかどうかはわからない。ところが、国立大学法人の場合は、予定される業務運営に係る費用に対して、予定される自己収入で賄えない部分を運営費交付金という補助金で埋めるという構造であるため、基本的には損益均衡するはずなのである。このように、私立大学と国立大学法人のそれぞれの会計基準はまったく異なるものとなっている。

## 6 私立大学と国立大学の会計報告の利用者

既述したように、学校法人会計基準の制定以前においては、多くが複式簿記も採用せず、会計処理に関しても不統一で、基準化できるようなものとはなっていなかった。こ

れは、会計報告を所轄庁へ届け出る必要もなく、また、自己利用に関しても納税や配当の必要もなかったことからであろうと考えられる。学校法人会計基準を制定するにあたって、日本会計研究学会スタディ・グループがまとめた学校法人会計の基本問題（中間報告）では、学校法人における会計の報告目的と利用者を確認し、これに適合した計算体系を工夫するというアプローチが採られている。その中で、学校法人の会計報告に対する主要な利用者としては、以下のような利害関係者が例示されている<sup>25</sup>。

- ・文部省及び都道府県等の所轄庁
- ・私立学校振興会<sup>26</sup>及び銀行等の金融機関
- ・学校法人の理事者及び評議員会
- ・教員及び職員並びにその団体
- ・学費負担者、学生及びその団体

当時の中間報告では、学費負担者や学生等は会計報告の利用者としては積極的に認識されていなかったが、昨今の情報開示の方向性からは利害関係者の一員として認識するほうが望ましいと考えられる。一方、当時の利害関係者として認識されていた所轄庁に関しては、補助金の支給と支出内容の確認ということに関しては同様であろうが、その前提となる私立大学の財務内容の確認ということに関して言うならば、国や地方公共団体のおかれている財政の逼迫状況からは、所轄庁にとどまらず、もはや国民や住民レベルが利害関係者という状況になっていると思われる。

上記のような会計報告の利用者が想定された上で、学校法人会計基準が制定されたとすると、このような利用者は何も私立大学に限定されるものではなく、独立行政法人化された国立大学の関係者においても、同様の利用者が想定されるのではなかろうか。これに関しては、国立学校財務センターの研究報告に以下の記述がある<sup>27</sup>。

「国立大学はその財源の相当部分を国の財政資金に依存しているため、文部科学大臣などを通じて納税者に、そして、授業料や附属病院収入を通じて学生及びその保護者並びに患者などの一般国民に対して、その活動の結果に関しアカウントビリティ（説明責任）を有している。」

「国立大学の情報利用者は企業の利害関係者よりも広範であり、かつ、公財政措置の依存度が私立大学より高いため、高度な専門知識を前提にしなくとも情報が的確に理解されることが重要である。」すなわち、国立大学に関しては、国の一機関であったときはともかく、国立大学法人として独立した組織になった以上は、その会計情報の利用者として、私立大学と同様の利用者が想定されているものと考えられる。もっとも、私立大学と国立大学法人とは、その財務構造が異なるため、例えば私立大学の財務内容に関しては理事者や教職員等の関心が高く、国立大学法人では所轄庁の関心がより高いことが想定される。しかし、利

用者をまったく異にしているのではないという意味においては、会計報告の内容を決めるにあたっての前提となる会計情報の利用者が同じとすることができる。会計情報の利用者が同じであるならば、それら2つの態様の高等教育機関の財務内容が何らかの形で比較されるべきではなかろうか。しかしながら、既述したように、私立大学と国立大学法人とは全く異なる会計基準を採用している。そうであれば、それぞれの財務内容の比較といっても、会計報告を全面的に焼きなおして、全体として比較することは困難であろうから、会計情報の利用者が最も関心を抱く情報に関して、会計報告にある財務数値を利用して行う経営分析の手法により比較ができないかという検討を試みる。

## 7 民間企業と大学の経営分析指標

大学における会計情報の利用者にとって最も関心のある財務情報とは何であろうか。大学の教育研究に関する事項（例えばシラバスなど）は財務情報ではないし、就職率等も財務情報ではない。ここで、大学の経営戦略という観点から必要な財務情報を示唆したものがある<sup>28</sup>。若林は「大学の経営戦略の基準は、①教育事業における高度な人材の養成と輩出及び研究事業における国際的水準の研究成果の達成による高い国際的評価の獲得、②教育・研究事業を資金的に支える経常収支（消費収支）均衡と将来事業資金の確保にある。」としている。つまり、大学本来の教育研究という事業を将来にわたって支える財務内容というものが最も重要という指摘である。これは、第一義的にはその大学に所属する理事や教職員に当てはまるのかもしれないが、まさにこのような財務内容であるかどうか、会計情報の利用者、言い換えれば大学の利害関係者すべてにとって重要な財務情報ということができよう。

一般に企業における経営分析の指標とは、成長性、収益性、生産性、安全性などと言われている。これまでの大学の経営分析指標は、日本私立学校振興・共済事業団のまとめた私学財政のように、企業における経営分析とあまり変わらなかった。日本私立学校振興・共済事業団は、各学校法人の財務数値から各種指標を計算し、各大学において自ら比較できるように私学財政の要約をまとめている。その中では人件費比率などの指標を計算しているものの、これらをまとめて成長性や収益性等の指標とは謡ってはいないが<sup>29</sup>、実質的には企業の経営分析に用いられている指標と似たような指標を計算しており、概ね企業の経営分析指標を意識した分析手法である。もっとも、これらのデータを使って、民間機関では実際に企業同様の指標にまとめているものもある<sup>30</sup>。しかし、前述したように大学の経営戦略という観点から大学の重要な財務情報を考えた場合には、企業のような全般的な経営分析よりもポイントを絞り込ん

だ大学の経営分析の指標としてとくに重要なもの考える必要があるのではなからうか。前出の若林によれば大学の経営戦略に関して、「その限りでは、成長性基準と収益性基準という量的基準を戦略とする民間企業の全社的経営戦略と大学の経営戦略とは異質である。」と説く。若林が、民間企業の経営戦略の基準を成長性基準と収益性基準にあるとしているのは、現状分析としての経営分析ではなく、経営戦略という、より積極的な将来像に注目しているためであろう。そのため、大学という教育研究機関という特性から、単なる財務数値目標を戦略の基軸にするのではなく、あくまで教育・研究事業の達成というところに主眼があり、財務的な目標はその教育・研究目標を支えるに充分か否かという2次的な視点から発生していると考えられる。そうであれば、大学にとっての財務数値のうえでの重要な経営指標とは、将来にわたって教育・研究が実施できることを保証するに足る安全性の指標ということになるのではないか。安全性の指標とは、現在における財務内容に大きく左右されるが、このような財務内容の維持を保証する生産性、すなわち業務の効率性がやはり重要な指標の一つということになる。財務内容が健全であり、無駄が少なく将来においても財務内容の健全性が保証される（つまり生産性・効率性がある）のであれば、将来にわたって大学の経営戦略である崇高な教育・研究が保証される。そのことが社会の評価を受け、学生納付金や研究資金が潤沢に供給される、すなわち収益性が高くなり、結果として財務内容の健全性（すなわち安全性）が高められることになるのである。

ここで、収益性や成長性を重視する民間企業とは異なり、安全性と生産性（効率性）を重視するというのは、大学という機関の特徴からである。すなわち、大学が扱う商品（適切ではないかもしれないが敢えてこの表現を使う）は教育と研究であり、それは若林が指摘するように、高度な人材の養成と輩出及び研究成果の達成により社会へ還元されるものである。つまり、商品が世に出るまで長い期間、少なくとも民間企業よりははるかに長い期間を要するからである。高度な人材が卒業しても、すぐさま社会に貢献するというのではなく（稀にはそうなるかもしれないが）、そのような人材群が大勢社会に排出されて、社会貢献をなすのである。すぐれた研究も、それが大学での一定期間を経た後に世の中に出て、企業により商品化されて社会に貢献するのである。ここまででもかなりの長期性の特徴があることができるが、これは民間企業でいうところの生産の話であって、これが売り上げられて資金回収するというになると、さらに長期を要する。すなわち、当該大学の教育・研究という商品を排出し続ける努力が社会に認められ、教育を求めて志願する学生が増え、教育された学生を求人する企業が増え、すぐれた研究成果から更なる研究

への資金供給が増えるというような、気が遠くなるような期間を要するところが大学という機関の経営において長期性という視点が必要な理由なのである。民間企業でいうところの生産・販売・回収という収益に結びつくまでの期間が長期にわたるため、今現在の収益性や財務的成長性よりも、長きにわたる将来の収益性や成長性を保証するための安全性や生産性（効率性）が重要な指標と考えられる。大学の会計報告の利用者として考えられるのは、前章に記載のとおりであるが、これらの利用者にとっても重要なのは財務的な安全性の指標であるといえる。

## 8 大学にとっての安全性の指標—フローン面から—

安全性の指標という場合、少なくとも短期的な意味では、国立大学法人は国という設置者からの運営費交付金で教育研究資金が賄われるため、安全であるということができよう。よって、安全性の指標に関しては、もっぱら私立大学に関して検討することにする。

私立大学の財政構造は、授業料等の学生納付金の割合が高いものとなっている<sup>31</sup>。すなわち、私立大学は国立大学法人と違い当面の運営だけでなく将来に必要な設備投資や更新も含めて、補助金などで手当てされるわけではなく、毎年の入学検定料や入学金・授業料等の自己資金によるところが大きいということである。これらの収入は、受験者数、入学者数などに左右され、私立・国立を含め他大学の動向にも左右されるため、その意味では、私立大学の方が安全性の指標は重要な意味をなすといえる。

それでは、私立大学の財務上の安全性の指標として何が考えられるか。まず第一に挙げられるのは、消費収支計算書において帰属収入から消費支出を差し引いた金額が正であるかどうかである。帰属収入とは大学の負債とならない収入であるから、借入金収入等は含まれないのであるが、これをもって年度の消費支出を賄っていない場合には、大学の安全性に問題が生じている可能性がある。ただし、一過性であったり、十分な資金の範囲内であったりする場合には、当面の安全性に支障がない場合もある。

次に考えられるのは、同じく消費収支計算書において帰属収入から基本金組入額を差し引いた消費収入に対して消費支出が下回っているかどうかである。基本金組入額とは、「その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、」（学校法人会計基準29条）組み入れた額であり、それは消費支出に充てるより先に帰属収入から差し引かれるものである。よって、収支均衡の考え方からすれば、消費収入以内で消費支出は行われるべきものであり、これを超えている状況は安全性に問題がある可能性があるのである。ここで、基本金組入額は、学校法人会計基準第30条第1項に1号から4号までが掲げられ

ているが、消費収支差額がプラスかマイナスかというレベルに影響を及ぼすのは、基本金対象の設備等を取得した場合に組み入れる1号基本金と、基本金対象資産を取得したときの基本金を事前に計画的に組み入れる2号基本金であろう<sup>32</sup>。ただし、1号基本金組入れには、以下のような問題もある。一つは、純粋に学校教育と研究に必要な不可欠な資産という意味からみた基本金対象資産の曖昧さである。基本金対象資産は、学校法人自ら維持すべき必要な資産と認めたものという定義が示されているが、そもそも、大学は文部科学省の定める設置基準によって一定の保持すべき資産の範囲を外部から定められているのであって<sup>33</sup>、この設置基準がある限り大学自らの目線で教育・研究に必要な資産が何なのかを決定するのは困難だということである。しかも、その設置基準は時代とともに変更されているのであるが<sup>34</sup>、その場合でも大学は必要な資産が何なのかということを決めてこなかったということである。もう一つの問題点は、1号基本金組入れは借入金等での取得に対しては、即時に組み入れられないという点である。すなわち、借入金等で基本金対象資産を取得した場合、当期組み入れになるのは借入金の当期返済額に見合う額であって(学校法人会計基準30条3項)、取得資金計画をどのようにするかということで基本金組入れを先送りすることができるということである。この場合、基本金未組入額(将来の組入額)も併せて分析する必要がある。

2号基本金は将来取得する基本金対象資産の取得資金(その一部の場合もある)を取得までの間に計画的に組み入れるものであり、巨額の資産に対する1号基本金の組み入れによって年度の消費収支バランスが崩れないようにすることを企図した基本金である<sup>35</sup>。2号基本金を計画的に組み入れる際には、組み入れに係る計画表を基本金明細表の付表として添付することになる(学校法人会計基準9号様式(備考))。この2号基本金の組入れには、文部省も認めるように<sup>36</sup>、私立大学によって対応はまちまちである。しかも、2号基本金への組み入れは、消費収支バランスをとるために「活用」するものであって、強制されない以上組み入れするかしないか、どういう計画で組み入れるかは任意である。もう一つの問題点は、組み入れ計画の長さである。組み入れ計画は、将来の取得が金額も含めて絶対確実な場合にのみ組み入れるというわけではなく、1号基本金の単年度の巨額組み入れによって消費収支バランスを崩さないためにあるのであるから、校舎の建て替えなどかなりの巨額の取得資金が想定される場合には、かなり前から長期的に計画的に組み入れていく必要がある。この長期的視点があるために、計画自体は社会環境の変化の影響を受けやすいという側面がある。既述のように設置基準の変更、サテライト教室の導入や通信制の導入など教育設備や実験

設備の変化、建築基準法の改正による地震対策、少子化などの社会の変化など、充実した教育研究設備そのものが見直されていく場合があるのである。また、当初計画の設備自体は変更がなくても、原油価格・鉄鋼価格の上昇、建築方法の進化、建築需要の減退による価格下落など、長期的になればなるほど組み入れ計画が想定する将来の取得の現実性が揺らぐという曖昧さが存在しているのである。極端な場合、計画通りに組み入れてきたが計画自体が見直され、巨額の2号基本金の取り崩しにより消費収支バランスが崩れるという、2号基本金の趣旨と反対の事態が起こりうるのである。

このように消費収支計算書の本来の意味からいって、消費収支差額は大学の安全性分析には重要な指標だと言えるが、基本金組入額の曖昧さが残る分、単純に計算結果を比較するだけというわけにはいかないのである。

## 9 大学にとっての安全性の指標 —ストック面から—

大学にとっての中長期的な安全性の指標は何であろうか。既述のように、大学の財務の目標を教育・研究事業を資金的に支えるための将来事業資金の確保ととらえると、中長期的な安全性とは将来の事業資金が充分であるかどうかという視点になる。将来の事業資金は、現在の蓄積と将来の獲得資金ということになるが、過去数値である財務数値の分析においては将来の獲得資金はわからないため、現在の財務内容の分析ということになる。

まずは、貸借対照表において、資産が負債を上回っていることが安全性の前提となる。負債が資産を上回るいわゆる債務超過では、短期的な意味での安全性も確保されない。資産と負債との差額は基本金の部と消費収支差額の部である。通常は、基本金は元入金で消費収支差額は剰余金と解されているため<sup>37</sup>、基本金よりも正の消費収支差額が多い方がより安全性が高いと解釈される。しかし、後述のように、貸方の分析よりも資産面の分析が安全性分析にとってはより重要と思われる。

安全性分析の場合、年間の通常運営資金の何倍の使用可能な資金が確保されているかという視点になる。ここで、使用可能な資金として流動資産にある現金預金や有価証券などが挙げられることには異論はないであろう。しかし、使用可能な資金とはあくまで将来事業資金ということであるから、たとえ固定資産に計上されていても将来において事業資金として使用可能なのであれば、使用可能な資金と考えることができよう。以下でその他の主要な資産に関して、使用可能な資金として考えられるのかどうかの視点を示してみる。

私立大学の資産の大きなウエートを占めるのは設備等以

外には引当特定資産であろう。引当特定資産とは、減価償却引当特定資産や退職給与引当特定資産など、特定の目的のために通常の支払資金とは別に積み立てておいた資産のことである。これらを使用可能な資金としてとらえられるかどうかは、その積立目的の厳格性に依存する。通常、退職給与引当特定資産は、職員等の退職金に充てるために積み立てているものであるから、たとえ教育研究のためとはいえ、他の目的に使用するというのは大学が破たんへの危機に陥った場合にのみ検討されるのであろうから、使用可能な資金とはいえない。しかし、減価償却引当特定資産は、減価償却計算によって価値が目減りした資産と同じ資産を取得するための資金といえることから、そもそも同じ価値の資産を取得する予定があるのかどうかということが検討事項となる。例えば、同じく教育機器であったとしても、従前使用していたものの普及が進みより安価に取得が可能となっている場合や、研究者の交代により同じ研究機材の買い替えは想定されず、一方で新研究者の研究内容からは同程度の研究機材の購入は予定されていない場合などは、減価償却引当特定資産の一部は使用可能な資金になっているといえる。これは、たとえ基本金設定対象としての資産であったとしても、取り替え更新しないという意思決定を行うことで、基本金を維持しなくてもいいからである。2号基本金引当特定資産に関しても同様のことが言える。すなわち、前述のように、2号基本金の目的としての設備等が当該計画のとおり取得されないとしたら、その対象である引当特定資産についても、目的を固定化する必要がないからである。このような考え方は、通常の固定資産に関しても言える。すなわち、設置基準の緩和等から、当初は基本財産として取得していた土地等であっても、設置基準を維持しながら将来売却する可能性があるような場合には、その時価額の範囲で使用可能な資金としてとらえることが可能である。このように、貸方側が基本金や消費収支差額となっても、それは具体的にさまざまな資産で運用されており、また、基本金設定対象資産に関しても、今後は流動的な要素が考えられるため、貸借対照表の資産を将来の使用可能な資金という観点から分析を行うことが有用だと考える。

## 10 大学にとっての安全性の指標—効率性—

大学の効率性に関しては、一般企業同様、将来にわたって継続して安全性を確保するという意味で重要な指標となる。特に、国によって設置されている国立大学法人は、短期的な運営費の枯渇という危険性はないものの、中長期的にはその業務内容を評価され、存廃についても検討されることになるため<sup>38</sup>、業務の効率性という観点は重要な指標とならざるを得ない。

大学は、教育・研究のための多くの施設を持ち、教育・研究または間接事務に携わる多くの人員で運営されている。その意味では、大学の場合は固定資産と人員という広い意味での設備を抱える産業といえよう。設備産業の場合、操業度などにあらわされるように、固定資産の有効利用が最も大きな効率性の指標と考えられる。ただし、国立大学・私立大学を問わず、必要な施設に関しては設置基準で定められているため、過剰設備等々の効率性の指標は、現実的には検討の対象とならない。これに対して、人件費については大学である程度コントロールできる費用でもあるため、この人件費に着目した分析は重要である。まず、総支出額が大学の規模に概ね合っているという前提を置くと、総支出額に対する人件費の割合、すなわち人件費比率は重要な指標である。人件費比率は私立大学では概ね55%前後であるが<sup>39</sup>、この人件費比率に関しては一般に法人化前の国立大学より私立大学の低下割合が大きい。すなわち、「経営努力」を行ってきたという分析がある<sup>40</sup>。ここで、私立大学の場合には、総人件費が消費収支計算書に計上されることになるが、国立大学法人の場合、退職金等は支出の年度に運営費交付金で措置されるため、退職給与引当金等の計上はなされていないので注意が必要である。実質的に国民が負担するこのような費用は国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上されることになるので、損益計算書だけではなくこれらの財務諸表の数値を活用する必要がある。

効率化という意味では、学生数に対する教員数の割合や職員数の割合なども重要な指標であるが<sup>41</sup>、これは計算書類や財務諸表からは分析できないため、他の機関の分析や論文等に依存するしかないのであるが、大学ごとの情報はあまり詳細には説明されず、平均値の開示等にとどまるケースが多い。

## 11 結びにかえて

これまでみてきたように、国立と私立を問わず大学とは高度な教育と研究を実施していく機関であり、財務はこの事業を支えるに足る資金的裏付けを保持していくことである。また、国立も私立も大学の利害関係者は同じで、彼らにとっての重要な財務情報とは高度な教育と研究を将来にわたって実施していく資金的裏付け、すなわち安全性の指標であると考えた。このような安全性の指標を大学の計算書類や財務諸表からどのように導き出すかに関して学校法人会計基準を中心に検討を加えてきたが、消費収支を中心としたフローの分析では、1号基本金組入対象資産の曖昧さや未組入れの問題、2号基本金の組入れの恣意性や長期計画の不確実性があり、これらの情報を併せて計算書類等に記載されないと、外部からは本当の安全性の指標は明確にはならないことが判明した。ストック面では、将来使用可

能な資金の保有割合という観点からの分析指標の検討を行ったが、減価償却引当特定資産や2号基本金引当特定資産の将来売却可能性等に関する情報が不足しており、真実の指標は外部からは明確にはならないことが判明した。国立大学等にも関連する財務的安全性の維持の前提となる効率性に関しては、人件費比率等の有力な指標は導き出せるものの、一人当たり人件費は計算書類や財務諸表には人員の情報がないため分析できない一方で、財務数値以外にも学生一人当たりの教員数、職員数等の有力な効率性の指標があることも分かった。

外部者が上記のような観点から分析できるように学校法人会計基準を改正することを考えた場合、必要な情報とは財務数値を補足する定性的な情報ということになるが、人員数の注記等に関しては比較的簡単であるものの、それ以外の基本金の補足情報や引当特定資産の買い替えに関する等は意思決定することやその内容をどう表現するかも中々困難であろう。そもそも、大学の教育研究の継続性とそれを支える財務的安全性は、外部利害関係者が独自に計算する以前に大学内部の理事者や教職員によって不断に検討されなければならないものである。理事者や教職員であれば、

基本金対象資産と大学の規模等の比較は現在と将来像を見据えた形で行っているであろうし、2号基本金で取得する資産の実現可能性も概ね察しているはずである。つまり、これらの定性的情報は理事者や教職員にとっては入手可能であり、その意味からは彼らは現行の基準においても安全性の分析は十分可能である。理事者らによる安全性の分析の結果は予算として反映させ、その行動を方向づけることが最も重要であって<sup>42</sup>、計算書類等の財務の結果から安全性等の十分な情報を取り出すことは困難なのである。そうであれば、計算書類等に予算の編成方針、とくに理事者らによる安全性の指標に関する理解と分析と将来に向かっての対策等の記載を求めるよう、基準を改正することは非常に意味があることである。昨今、企業会計万能というような風潮も一部には見られるが、資金収支計算書をキャッシュ・フロー計算書に換えるだとか、基本金の組入れの理解が困難であるから基本金制度を廃止するというようなあまり意義が見て取れない変更よりも、大学という長期経営が必要な機関に着目した実質的な議論が必要であろうと考える<sup>43</sup>。

## (注)

- 1 独立行政法人化した公立大学を含む
- 2 国立学校財務センター財務システム研究チーム [2001] p.3
- 3 日本会計研究学会スタディ・グループ [1970] p.1
- 4 堀 [2007]p.225
- 5 堀 [2007]pp.226-229
- 6 日本会計研究学会スタディ・グループ [1970]p.7
- 7 学校法人財務基準調査研究会答申「学校法人の財務基準の調査研究について」1970
- 8 日本会計研究学会スタディ・グループ [1970]p.7
- 9 両角 [2007]p.368
- 10 私立大学への国庫助成としては、1968（昭和43）年度に人件費助成を含まない私立大学教育研究費補助金、1970（昭和45）年度に人件費を含む私立大学等経常費補助金があるが、1975（昭和50）年に議員立法によって成立した私立学校振興助成法が今日の私学助成の根拠となっている。
- 11 両角 [2007] p.369（私立学校振興助成法では、文部大臣の定める基準による会計処理と計算書類作成が義務付けられているが、これに先立つ1970（昭和45）年の日本私学振興財団法でも同様の義務付けがなされていた。）
- 12 消費収支計算における基本金組入の意義について、私立大学の財政健全化に寄与したという意見は多い。「本分析を通じて感じたことは、基本金制度は、需要超過市場における大学の発展のしくみとしてはきわめてよくできていて、実際にその果たしてきた役割は大きかったということだ。」（両角 [2007] p.380）これに対して、消費収支計算は導入当時の私

- 学に対する財政補助のために財政を悪く見せるための策であったとする考え方もある。「当時、それが作られた状況というのは、ご承知のように私学に対する財政補助を行うということですから、私立の財政があまり豊かであるというような状況になりますと、文部省としては大蔵省の手前、少し問題がある。そこで私学の財政は苦しいのだというような状況を説明する計算書が必要だということになるわけです。その苦肉の策として生まれてきたのが、どうもこの消費収支計算書ではないか。」（藤田 [2001]）
- 13 会計事務研究会 [2003]p.19
- 14 「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。」（財政法13条2項）
- 15 国立学校特別会計研究会 [1976]pp.8-9
- 16 阿曾沼 [2001]p.221
- 17 阿曾沼 [2001]p.222
- 18 国立学校財務センター財務システム研究チーム [2001] p.3
- 19 阿曾沼 [2001] p.228
- 20 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 [2002] I 基本的な考え方（2.検討の視点2）
- 21 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 [2002] V 財務会計制度（1.検討の視点3）
- 22 新日本監査法人 [2004]p.231
- 23 国立大学法人法には国立大学法人の定義がないが、独立行政法人通則法に独立行政法人の定義があり、個別法すなわち

- 国立大学法人法で定めるものとある。
- 24 新日本監査法人 [2004]p.454
- 25 日本会計研究学会スタディ・グループ [1970] p.2
- 26 現在では、私立大学への補助金の配分機関は「私立学校振興・共済事業団」が実施している。
- 27 国立学校財務センター財務システム研究チーム [2001] p.5
- 28 若林 [2001]p.180
- 29 日本私学振興・共済事業団 [2000]
- 30 日本私学振興・共済事業団のデータを使用して財務分析を行ったものに、内藤武史 [2006] があるが、その中では大学の財務指標を収支性、生産性、効率性、安全性に区分している。収支性ということに関しては、「学校法人の非営利性を考慮し、収益性ではなく収支性という表現を用いた」と説明があるため、実質的には収益性を意識した分析になっている。
- 31 「私立大学の帰属収入の過半を超える学納金収入（大学平均で56～57%、医歯系を除く大学平均で74～75%/国立大学法人の経常収益に占める学納金比率は14.6%、病院部門を除くと19.6%）は、学生数と学費単価の積である。」（若林 [2001] p.179）
- 32 「学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の額」（学校法人会計基準30条1項）「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」（同条2項）
- 33 堀 [2007]p.222
- 34 大学が保有すべき校地については、1956（昭和31）年制定の大学設置基準において、校舎基準面積の6倍と定められていたが、1985（昭和60）年の改正で教育に支障のない限度において2分の1の範囲内で基準面積に一部を減ずることができるとされ、1998（平成10）年の改正で3倍以上に引き下げられた経緯がある。
- 35 2号基本金が消費収支バランスをとることを企図して導入されていることは、以下の記述からも明らかである。「本年度、文部省で実施した学校法人運営調査委員による学校法人の実地調査において、数年前から基本金に組み入れるべき資産の取得計画があったにもかかわらず、標記の基本金の活用によらず単年度で一括して基本金に組み入れ、著しく消費収支バランスを欠く事例が顕著に見受けられました。」
- 36 文部省高等教育局私学部学校法人調査課長発、日本公認会計士協会常務理事宛「学校法人会計基準に基づく基本金組入れについて」平成8年2月6日（平8高法第1号）
- 37 国立学校財務センター財務システム研究チーム [2001] p.8
- 38 国立大学法人法35条で準用する独立行政法人通則法35条には以下の規定がある。なお、中期目標には業務の効率化に関する事項を記載することになっている。
- 「1 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。」
- 39 国立学校特別会計研究会 [1976]p.6
- 40 間瀬 [2003]p.354
- 41 間瀬 [2003]p.351
- 42 日本会計研究学会の研究報告では、予算制度が重要であるという理由に収支均衡を前もって計画することと、学校法人の資産運用上の損失負担義務者はいないため理事者のアカウントビリティとして事後的にのみ確定では不十分ということを挙げている（日本会計研究学会スタディ・グループ [1973] pp.1-2）。
- 43 「学校法人の健全な維持と発展は、長期的な観点にもとづく財政計画ないしは予算の整備を欠いては合理的な実現が困難である。」（「学校法人の予算制度に関する報告（第1号）」について）学校法人財務基準調査研究会 昭和47年3月16日）

## （参考文献）

- 1 日本会計研究学会スタディ・グループ「報告目的と計算体系」『学校法人会計の基本問題（中間報告）』日本会計研究学会、1970
- 2 日本会計研究学会スタディ・グループ「予算制度と監査・予算原則・予算監査」『学校法人会計の基本問題』日本会計研究学会、1973
- 3 国立学校特別会計研究会編『国立学校特別会計のあゆみ—国立学校特別会計十年史』第一法規出版、1976
- 4 国立学校財務センター財務システム研究チーム編「国立大学財務システム改革の課題—会計システムを中心にして」『大学の設置形態と財務に関する比較研究』国立学校財務センター、2001
- 5 阿曾沼明裕「戦後の国立大学財政」『私立大学の経営と国立学校特別会計（高等教育計画・財政研究会講演録第Ⅲ集）』国立学校財務センター、2001
- 6 羽田貴史「国立学校特別会計制度の歴史的考察（戦前）」『私立大学の経営と国立学校特別会計（高等教育計画・財政研究会講演録第Ⅲ集）』国立学校財務センター、2001
- 7 藤田幸男「私立大学の経営と財政」『私立大学の経営と国立学校特別会計（高等教育計画・財政研究会講演録第Ⅲ集）』国立学校財務センター、2001
- 8 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい国立大学法人像について（最終報告）」文部科学省、2002
- 9 会計事務研究会編『国立学校会計事務必携（第六次改訂）』第一法規出版、2003
- 10 間瀬泰尚「国立大学の財政、財務に関する総合的研究」『国立学校財務センター研究報告』第8号、2003
- 11 新日本監査法人編『よくわかる国立大学法人会計基準』白桃書房、2004
- 12 内藤武史「学校法人の財務分析—2007年問題を控えた大学の財務」『DIR Market Bulletin』Vol.8、大和総研、2006
- 13 若林洋夫「私立大学の経営と財務—立命館の事例を踏まえ

- て」『大学財務経営研究』第3号，国立学校・財務センター，2006
- 14 堀雅晴「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証」『立命館法学』316号，立命館大学法学会，2007
- 15 両角亜希子「私立大学における施設整備と資金調達」『国立大学法人化後の財務経営に関する研究』国立大学財務・経営センター，第10号，2007

